



4月に入りました！今月は新学期、新年度、新任等、様々な始まりがあります。なぜ4月始まりなのか調べてみましたら諸説ありましたが、秋に収穫されたお米を年貢（税金）とし、それを現金化するには時間がかかった為、4月が会計年度になったそうです。また明治時代、教育制度ではドイツ、イギリスを習って9月始まりでしたが、士官学校等が政府から資金調達する為に4月に合わせ、その他の学校も良い人材を確保しようと一斉に4月始まりに合わせていったそうです。いつの時代も会計年度と人材確保が基幹のようですね。そこで、今月は新入社員を迎える手続きをテーマにいたしました。

**今月のテーマ：新入社員を迎える手続き**

**<労働条件の明示事項>**

- ①労働契約の期間に関する事項
- ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- ③就業の場所及び従業すべき業務に関する事項
- ④始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時点転換に関する事項
- ⑤賃金(退職手当及び臨時に支払われる賃金等を除く。)の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- ⑥退職に関する事項(解雇の事由を含む。)
- ⑦退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払いの方法並びに退職手当の支払いの時期に関する事項
- ⑧臨時に支払われる賃金(退職手当を除く。)、賞与及びこれらに準ずる賃金並びに最低賃金額に関する事項
- ⑨労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
- ⑩安全及び衛生に関する事項
- ⑪職業訓練に関する事項
- ⑫災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- ⑬表彰及び制裁に関する事項
- ⑭休職に関する事項

①～⑥ (⑤のうち、昇給に関する事項を除く。)については書面の交付により明示しなければなりません。

**<入社時に回収するもの(例)>**

- 雇用保険被保険者証、年金手帳、住民票、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書、マイナンバーカード、健康保険被扶養者(異動)届、国民年金第3号被保険者関係届(該当する家族がいる場合)、源泉徴収票(中途採用などで前職がある場合)
- 雇用契約書、入社承諾書(署名、捺印済みのもの)
- 給与振込口座申請書、身元保証書(必要に応じて提出する)
- 通勤手当支給申請書、住宅手当支給申請書
- 資格免許証、合格証明書類(採用において、必要な資格が明示されていた場合)
- 健康診断書
- 個人情報保護法に基づく誓約書



**<社会保険(健康保険・厚生年金)の加入対象>**

- 正社員の場合
    - 健康保険 : 75歳未満であること
    - 厚生年金保険 : 70歳未満であること
  - パート、アルバイトの場合
    - ・1週間の所定労働時間および1ヵ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上である方。
    - ・正社員の4分の3未満であっても、従業員数101人以上の企業(2024年10月からは従業員数51人以上の企業)かつ、1～4のすべてに該当する方が短時間労働者として健康保険・厚生年金保険の加入対象となります。
1. 週の所定労働時間が20時間以上あること
  2. 所定内賃金が月額 88,000円以上あること
  3. 2ヵ月を超える雇用の見込みがあること
  4. 学生でないこと

**<社会保険(健康保険・厚生年金)の資格取得手続き>**

入社した従業員が条件を満たす場合は、年金事務所または健康保険組合・厚生年金基金に「健康保険・厚生年金被保険者資格取得届」を、雇用開始から5日以内に提出する必要があります。

**(1) 従業員(被保険者となる人)**

制度	手続き内容等	必要書類
健康保険・厚生年金	事業主が提出する「被保険者資格取得届」の記入に必要な書類等を用意する。	基礎年金番号通知書・年金手帳またはマイナンバーカード
	同時に複数(2か所以上)の適用事業所に勤務するようになったため、年金事務所または保険者を選択する。	健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届

※70歳以上の人は厚生年金保険には加入しませんが、別途「70歳以上被用者該当届」を提出する必要があります。

**(2) 従業員(被保険者となる人)の配偶者**

制度	対象者	手続き内容等	必要書類
健康保険	適用事業所に雇用された75歳未満の人の配偶者(75歳未満)	健康保険の被扶養者でない場合は、被扶養者(配偶者および子等)になる手続きをする。	健康保険 被扶養者(異動)届
国民年金	適用事業所に雇用された65歳未満の人の配偶者(20歳以上60歳未満)	厚生年金保険の被保険者でない場合で、健康保険の被扶養者に該当する要件を満たしている場合は、国民年金第3号被保険者となる手続きをする。	国民年金第3号被保険者該当届

**<雇用保険の資格取得手続き>**

雇用保険は、「31日以上雇用が見込め、所定労働時間が週20時間以上」であれば加入対象となります。パートやアルバイトなど雇用形態や、事業主や労働者からの加入希望の有無にかかわらず、要件に該当すれば加入する必要があります。(季節的に一定期間のみ雇用される方など、一部被保険者とならない場合があります)

手続きには、対象者を雇用した月の翌月10日までに、労働者名簿・賃金台帳・出勤簿などを添えて「雇用保険被保険者資格取得届」をハローワークに提出します。

対象者が前職で雇用保険に加入していた場合は、被保険者番号の確認のため「雇用保険被保険者証」を提出してもらいます。

**<税金に関する手続き(所得税・住民税)>**

所得税は、原則給与から天引きで源泉徴収されます。対象者が退職した年内に再就職で入社した場合は、以前の勤務先から「給与所得の源泉徴収票」を提出してもらいます。また、入社時には「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を記載・提出してもらいましょう。

住民税は、前年度分を翌年6月から1年間後払いをする方式のため、新卒者など前年の給与がない場合は、翌年の6月から住民税を給与天引き(特別徴収の場合)することになります。対象者が前職からすぐ転職している場合は、以前の勤務先で必要事項を記載した「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を送付してもらい、同届出書の記載項目にある「転勤(転職)等による特別徴収届出書」欄に記載した上で市区町村に提出することもできます。

**<Visionのご案内>**



毎月開催中の**経営計画書作成セミナー: Vision**  
 今月の開催日は**4月11日(木)**です。  
 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
4月11日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月5日(金)
5月9日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月2日(木)
6月6日(木)	4・5・6・7月決算法人様	5月31日(金)

**<4月のカレンダー>**



10	水	*3月分源泉所得税・住民税の納付期限
11	木	* <b>経営計画書作成セミナー: Vision</b>
23	火	申告所得税及び復興特別所得税の振替納税日
30	火	消費税及び地方消費税の振替納税日
30	火	*2月決算法人の確定申告期限・納付期限
		*8月決算法人の中間申告期限・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(消費税の年税額400万円超の5・11月決算法人)
		*消費税(毎月納付2月分)の納付期限



当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています